

判決年月日	平成21年2月10日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成20年(行ケ)10311号		
商標法4条1項11号該当性を否定し、特許庁がした商標登録取消決定を取り消した事例			

(関連条文) 商標法4条1項11号

(事案の概要)

本件は、原告が商標登録を有する下記商標(登録第5040036号。以下「本件商標」という。)に対し、ドイツ連邦共和国の法人であるプーマ アーゲー ルドルフ ダスラー スポーツ(プーマ社)が登録異議の申立てをしたところ、特許庁が、本件商標は下記引用商標1に類似するから商標法4条1項11号に違反するとして、上記商標登録を取り消す旨の決定をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

争点は、本件商標が下記引用商標1との関係で類似するか(商標法4条1項11号)、である。

【本件商標】



・指定商品
第25類
「Tシャツ、帽子」

【引用商標1】



・指定商品
第25類
「被服、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、履物、運動用特殊衣服、運動用特殊靴」

・商標権者 プーマ アーゲー ルドルフ ダスラー スポーツ

本判決は、本件商標は引用商標1に類似するものではなく、決定は商標法4条1項11号該当性の判断を誤ったものであるとして、決定を取り消したものである。

その理由に関する判示は、以下のとおりである。

1 本件商標及び引用商標 1 の対比

(1) 外観

ア 共通点

本件商標と引用商標 1 は、アルファベットの文字が横書きで大きく表示されている点、その右上方に、四足動物が右側から左上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いている様子が側面から見た姿でシルエット風に描かれている点で共通する。そして、両商標における動物図形は、その向きや基本的姿勢のほか、跳躍の角度、前足・後足の縮め具合・伸ばし具合や角度、胸・背中から足にかけての曲線の描き方について、似通った印象を与える。

イ 差異点

本件商標において大きく表示された文字は「SHI - SA」であり、引用商標 1 において大きく表示された文字は「PUMA」であって、アルファベットの文字数、末尾の「A」を除き使用されているアルファベットの文字が異なるほか、本件商標においては「SHI」と「SA」の間にハイフン（-）が表記されている点で異なっている。

そして、両商標における動物図形については、本件商標の動物の方が引用商標 1 の動物に比べて頭部が比較的大きく描かれているほか、本件商標においては、口の辺りに歯のようなものが描かれ、首の部分に飾りのような模様が、前足と後足の関節部分にも飾りないし巻き毛のような模様が描かれ、尻尾は全体として丸みを帯びた形状で先端が尖っており、飾りないし巻き毛のような模様が描かれている。これに対し、引用商標 1 の動物図形には模様のようなものは描かれず全体的に黒いシルエットとして塗りつぶされているほか、尻尾は全体に細く、右上方に高くしなるように伸び、その先端だけが若干丸みを帯びた形状となっている。

ウ このように、本件商標と引用商標 1 とは「SHI - SA」ないし「PUMA」の文字と動物図形との組合せによる全体的な形状が共通しているものの、その違いは明瞭に見て取れるものである。

(2) 観念

ア 本件商標から生じる観念

本件商標の動物図形からは直ちに特定の動物を想起しうるものではなく、「SHI - SA」という文字は「シーサ」「シ・サ」「シサ」と様々に読めるものであって直ちに特定の観念を想起させるものではないが **OKINAWAN ORIGINAL GUARDIAN SHISHI-DOG** という文字からは「沖縄のオリジナル」「保護者、守護者」「獅子犬」などの意味を読みとることができ、「SHI - SA」の文字及び動物図形と相まって、沖縄にみられる伝統的な獅子像である「シーサー」の観念が想起される。

被告は、沖縄の伝統的な獅子像である「シーサー」は本件商標のような跳躍するイメージとは程遠いものであると主張するので、この点について検討する。「シーサー」は架空の動物であり、その形状には様々なものがあるが、概ねその特徴とされる点を挙げれば、たてがみないし首飾り、剥き出した牙、前足・後足の関節部分の毛、太くふっくらとした尻尾などである。また、その姿勢としては、上体を起こした状態で前足をついたものが多いが、四つん這いになったもの、前かがみのもの、後足だけで立ち上がったもの、逆立ちしているものなど様々な形態があり、また多くの場合には尻尾が上空に向かって炎のように逆立ち、その先端はすぼんでいる。そこで本件商標の動物図形を上記の一般的な「シーサー」と比べると、本件商標に描かれた、首飾りのような模様、前足・後足の関節部分における飾りないし巻き毛のような模様、尻尾の全体的に丸みを帯びて先端が尖った形状等は、いずれも一般的な「シーサー」の特徴とされているところと一致する。そうすると、本件商標に描かれた動物図形は「シーサー」の特徴とされているいくつかの点を備えているといえることができ、動物図形だけをみて直ちに「シーサー」と理解されることがないとしても「SHI - SA」の文字や **OKINAWAN ORIGINAL** **GUARDIAN Shishi-Dog** の文字とあわせて見れば、「シーサー」を描いたものと理解することができるものである。

イ 引用商標 1 から生じる観念

引用商標 1 には「PUMA」と大きく表記されており、上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いた動物図形と相まって、動物の「ピューマ」の観念が想起される。

また、引用商標 1 はドイツのスポーツシューズ、スポーツウェア等のメーカーであるプーマ社の業務を表す「PUMA」ブランドの商標として著名であり、引用商標 1 からは「PUMA」ブランドの観念も生じる。

ウ したがって、本件商標からは沖縄にみられる獅子像である「シーサー」の観念が生じ、引用商標 1 からはネコ科の哺乳類「ピューマ」、「PUMA」ブランドの観念が生じるから、両商標は観念を異にする。

(3) 称呼

本件商標からは、「SHI - SA」の文字あるいは上記のような沖縄の獅子像の観念から「シーサ」あるいは「シーサー」の称呼が生じる。

引用商標 1 からは、「PUMA」の文字から「ピューマ」あるいは「プーマ」の称呼が生じる。

2 以上に対し被告は、引用商標 1 の著名性を考慮すると、本件商標と引用商標 1 とに観念上の錯誤が生じ、その結果、本件商標から「周知著名なプーマの商標」(「PUMA」ブランド)の観念及び「プーマ」の称呼が生じると主張するので、この点につき検討する。

- (1) 「PUMA」ブランドは、ドイツのバイエルン州ヘルツォーゲンアウラッハを拠点としてスポーツシューズを販売していたダスラー兄弟の弟ルドルフが1948年（昭和23年）に独立して会社を設立し、「俊敏に獲物を追いつめ、必ずしとめるプーマのイメージ」をブランド・マークとしたものである。
- (2) 「PUMA」ブランドに関して、プーマの動物図形を用いた商標で我が国で商標登録されたものとしては、次のものがある。

…

これらの商標の構成をみると、「PUMA」の文字と動物図形が組み合わされたもののほか、「SPORTCAT」、「FLYING PUMA」、「PUMA DISC SYSTEM」、「PUMA CELL」などの文字と組み合わされたもの、動物図形のみのもなど多岐にわたるが、上方へ向けて跳び上がるように前足と後足を大きく開いているプーマが側面から見た姿でシルエット風に描かれているという点で共通している。

これらのプーマの図柄は、体全体の輪郭が流れるような曲線によって描かれている点や、先端だけ若干丸みを帯びた細長い尻尾が右上方に高くしなるように伸び、大きく後ろへ伸びた後足と対称をなしている点で特徴的であり、全体として敏捷でスマートな印象を与えるものである。このようなプーマの図柄は、上記各商標においてほぼ統一されたものとなっている。

以上によれば、「PUMA」ブランドは、上記のような特徴的なプーマの図柄によって取引者・需要者に印象付けられ、記憶されているものといえることができる。

- (3) これに対して本件商標における動物図形は、たしかにその向きや基本的姿勢、跳躍の角度、前足・後足の縮め具合・伸ばし具合や角度、胸・背中・腹から足にかけての曲線の描き方において上記「PUMA」ブランドの商標と似ている点があるものの、取引者・需要者に印象付けられる特徴は「PUMA」ブランドの商標とは異なるものである。

すなわち、本件商標に描かれた動物は、「PUMA」ブランドのプーマに比べて頭部が大きく、頭部と前足の付け根部分とが連なっているために、上半身が重厚でがっしりとした印象を与える。また、「PUMA」ブランドのプーマには模様は描かれず、輪郭のラインやシルエットですっきりと描かれているのに対し、本件商標では首、前足・後足の関節、尻尾に飾りや巻き毛のような模様が描かれている。さらに、「PUMA」ブランドのプーマの特徴である、右上方に高くしなるように伸びた細長い尻尾の代わりに、全体的に丸みを帯びた尻尾が描かれている。

- (4) そうすると、「PUMA」ブランドのプーマを記憶している取引者・需要者は、本件商標に接したときに「PUMA」ブランドのプーマを連想することがあるとしても、本件商標を「PUMA」ブランドの商標とまで誤って認識するおそれはないというべきである。

3 以上のとおり，本件商標と引用商標 1 とは，外観においても觀念・称呼においても異なるものであり，本件商標及び引用商標 1 が同一又は類似の商品に使用されたとしても，商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるとはいえないから，本件商標は引用商標 1 に類似するものではなく，決定は商標法 4 条 1 項 1 1 号該当性の判断を誤ったものである。